

議案第14号関連資料 明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では、駐車場法に基づき1988年(昭和63年)に「明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定し、商業地域や近隣商業地域で一定規模以上の建築物に対し駐車場設置を義務付けています。

このたび、国の駐車場法施行令の一部改正に伴い条例の整備を図るため、改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 「共同住宅」は現行の基準を適用

駐車場法施行令の改正により、共同住宅が特定用途(店舗など高い駐車需要が発生する用途)に含まれることとなりました。

しかし、共同住宅の駐車需要は商業施設等とは異なるため、本市ではこれまでどおり、共同住宅に対しては非特定用途(特定用途以外の用途)の基準を適用し、駐車場整備に係る過度な負担を避けるため条例を整備します。

国の技術的助言でも、各自治体の条例において店舗等と共同住宅それぞれ適切な基準を設けることが推奨されています。

(2) 共同住宅での荷さばき場設置義務について

首都圏の超高層マンションでは配送効率の課題が指摘されているが、本市においては同様の問題は生じていません。

よって、大規模共同住宅に配送事業者用の荷さばき場の設置を義務付けることは、現時点では見送り、引き続き状況を見守ります。

なお、同様の条例を制定する本市を除く県内7市のうち、6市が共同住宅への荷さばき場の設置義務化の見送りを検討しています。

(3) 廃止届出の義務化

建築物の解体等に伴い附置義務駐車施設を廃止する際に、適切に情報を把握できるよう、廃止届出の規定を新設します。

3 施行期日

令和8年4月1日